

『トレーシングレポート（服薬情報提供書）Q&A』改正案 変更対比表

項目	変更前	変更後	変更理由
日付	広島県病院薬剤師会、広島県薬剤師会 <u>2019年10月1日</u>	広島県病院薬剤師会、広島県薬剤師会 <u>2023年7月14日</u>	改正に伴う 変更
項目 2 回答	薬剤師による処方医への薬剤情報提供は、法令（薬剤師法第 25 条の 2）に基づく行為であるため、本人の同意を得る必要はありませんが、原則、患者に利用目的を説明し、患者から文書または口頭で同意を取得してください。患者・家族との意思疎通の困難や理解度不十分などは臨機応変に対応してください。	薬剤師による処方医への薬剤情報提供を行うにあたり、薬局内に『医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ることがある』旨の掲示を行い、周知を図ってください（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 2017 年 4 月 14 日、ならびにガイダンスに関する Q&A（事例集）参照）。医療機関に伝えることを拒否する申し出があった場合は、レポートは提出しないでください。	同意に関する取り扱いの明確化
項目 5	○お薬手帳など他の資料も FAX して よいか	○お薬手帳など他の資料も FAX して よいか。	記載の整備
項目 8 回答	保険薬局から処方医に対する情報提供をより効率的に行うために病院薬剤師が介在しレポートを受信した時点で、トレーシングレポートの内容の妥当性を確認してください。トレーシングレポートとして不適切である場合やただちに疑義紹介すべきであると判断された場合は、保険薬局に連絡してください。	保険薬局から処方医に対する情報提供をより効率的に行うために病院薬剤師が介在しレポートを受信した時点で、トレーシングレポートの内容の妥当性を確認してください。トレーシングレポートとして不適切である場合やただちに疑義照会すべきであると判断された場合は、保険薬局に連絡してください。	誤記修正
項目 9	○病院側からのトレーシングレポートの返信は、同じトレーシングレポートで行いますか？	○病院側からのトレーシングレポートの返信は、同じトレーシングレポートで行いますか。	記載の整備
項目 10	○医師が確実にトレーシングレポートを <u>みる</u> ことが確認できません。	○医師が確実にトレーシングレポートを <u>みた</u> かどうかの確認は必要ですか。	記載の整備

以上

『トレーシングレポート（服薬情報提供書）の運用について』改正案 変更対比表

項目	変更前	変更後	変更理由
日付	広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会 <u>2019年10月1日作成</u>	広島県病院薬剤師会 <u>地域医療連携支援検討委員会</u> <u>2023年7月14日改正</u>	改正に伴う変更
2	保険薬局で「緊急を要さない（即時性の低い）情報であるが、処方医師へ情報提供した方が望ましい」と判断された情報を <u>当院薬剤部門</u> で集約し…  (後略)	保険薬局で「緊急を要さない（即時性の低い）情報であるが、処方医師へ情報提供した方が望ましい」と判断された情報を <u>病院薬剤部門</u> で集約し…  (後略)	誤記修正
4-1	当該施設の薬剤師がトレーシングレポートの受け入れが可能（保険薬局からの FAX 受け入れ、および FAX による対応内容を返信できることが必須条件）な場合、 <u>広島県病院薬剤師会地区担当理事に、FAX 番号と宛先（〇〇病院薬剤部など、FAX が薬剤部門に確実に届く宛先）を伝える。</u>  <u>地区担当理事は医療連携支援検討委員会に報告、医療連携支援検討委員会にて広島県病院薬剤師会 HP にトレーシングレポートの受け入れ可能施設を登録する。</u>	当該施設の薬剤師がトレーシングレポートの受け入れが可能（保険薬局からの FAX 受け入れ、および FAX による対応内容を返信できることが必須条件）な場合、 <u>参加病院申込用紙に必要事項（〇〇病院薬剤部など、FAX が薬剤部門に確実に届く宛先）を記入の上、指定の連絡先へメールもしくは FAX で送信する。</u>  <u>地域医療連携支援検討委員会にて広島県病院薬剤師会 HP にトレーシングレポートの受け入れ可能施設を登録する。</u>	運用変更のため
4-3	(前略) この時「 <u>運用の手引き</u> 」を必ず一読すること。  (後略)	(前略) この時「 <u>トレーシングレポート（服薬情報提供書）Q&amp;A</u> 」を必ず一読すること。  (後略)	記載の明確化

以上